

沖縄県環境影響評価条例施行規則

〔平成13年8月3日
沖縄県規則第87号〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 配慮書（第4条—第10条）
- 第3章 方法書（第11条—第23条）
- 第4章 準備書（第24条—第36条）
- 第5章 評価書
 - 第1節 評価書の作成等（第37条—第39条）
 - 第2節 評価書の補正等（第40条—第45条）
- 第6章 対象事業の内容の修正等（第46条—第48条）
- 第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第49条—第51条）
- 第8章 事後調査の実施等（第52条—第57条）
- 第9章 環境影響評価その他の手続の特例等
 - 第1節 都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例（第58条・第59条）
 - 第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第60条・第61条）
- 第10章 法の対象事業等に係る手続（第62条・第63条）
- 第11章 沖縄県環境影響評価審査会（第64条—第68条）
- 第12章 雜則（第69条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対象事業)

第3条 条例第2条第2項第1号の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

2 条例第2条第2項第2号の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

第2章 配慮書

(配慮書の記載事項)

第4条 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、条例第4条の6第1項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。

2 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての配慮書事業者の見解を記載するよう努めるものとする。

(配慮書の送付)

第5条 条例第4条の4の規定による配慮書の送付は、計画段階環境配慮書送付書（第1号様式）により行うものとする。

2 知事への配慮書の送付部数は、20部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、配慮書の送付部数を変更することができる。

(配慮書の公表)

第6条 条例第4条の4の規定により配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）を公表する場所は、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 配慮書事業者の事務所
- (2) 県の庁舎その他の県の施設
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

- (4) 事業実施想定区域内の自治会等の協力が得られた場合にあっては、当該自治会等の施設
- (5) 前各号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

2 条例第4条の4の規定による配慮書等の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

3 前2項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

（配慮書についての知事の意見の提出期間）

第7条 条例第4条の5の規則で定める期間は、45日とする。

（専門家等からの意見聴取）

第8条 知事は、条例第4条の5の規定により意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の意見を聞くことができる。

（配慮書対象事業の廃止等の場合の通知）

第9条 条例第4条の8第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第4条の8第1項第1号に該当する場合 配慮書対象事業廃止通知書（第2号様式）
- (2) 条例第4条の8第1項第2号に該当する場合 配慮書対象事業修正通知書（第3号様式）
- (3) 条例第4条の8第1項第3号に該当する場合 配慮書対象事業引継通知書（第4号様式）

（配慮書対象事業の廃止等の場合の公表）

第10条 条例第4条の8第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 官報への掲載
- (2) 県の広報紙への掲載又は掲示板への掲示
- (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示
- (4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第4条の8第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の8第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の8第1項第3号に該当することとなった場合にあっては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (5) その他参考となる事項

第3章 方法書

（方法書の記載事項）

第11条 条例第5条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成した場合については、次に掲げるもの
 - ア 条例第4条の6第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要
 - イ 前号についての事業者の見解
 - ウ 条例第4条の2に規定する配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
- (2) 法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書を作成した場合については、次に掲げるもの
 - ア 法第3条の7第1項の規定により計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要
 - イ 前号についての事業者の見解

ウ 法第3条の2第1項に規定する事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
(方法書の送付)

第12条 条例第6条第1項の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付は、環境影響評価方法書送付書（第5号様式）により行うものとする。

2 方法書等の送付部数は、20部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、方法書等の送付部数を変更することができる。

(方法書についての公告の方法等)

第13条 条例第7条の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれか2以上により行うものとする。

(1) 官報への掲載

(2) 県の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 事業者は、前項の公告を行ったときは、知事に対し、当該公告の写しを添えて公告実施報告書（第6号様式）により報告するものとする。

(方法書の縦覧)

第14条 条例第7条の規定により方法書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 県の庁舎その他の県の施設

(3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

(4) 対象事業が実施されるべき区域内の自治会等の協力が得られた場合にあっては、当該自治会等の施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第15条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業が実施されるべき区域

(4) 条例第5条第1項第5号の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

(5) 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(7) 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(方法書の公表)

第16条 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

(方法書説明会の開催)

第17条 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の通知及び公告)

第18条 条例第7条の2第2項の規定による通知は、説明会開催通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 第13条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

3 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (6) その他参考となる事項

（責めに帰することができない事由）

第19条 条例第7条の2第4項の規定による事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（方法書説明会の開催結果の報告）

第20条 事業者は、方法書説明会を開催したときは、説明会開催結果報告書（第8号様式）に次に掲げる書類等を添付して知事に報告するものとする。

- (1) 方法書説明会の会議録
- (2) 方法書説明会で配付した書類及び図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

（方法書についての意見書の記載事項）

第21条 条例第8条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（方法書についての意見の概要の送付）

第22条 条例第9条第1項の規定による意見の概要を記載した書類の送付は、環境影響評価方法書についての意見の概要送付書（第9号様式）により行うものとする。

（方法書についての知事の意見の提出期間）

第23条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、60日とする。

第4章 準備書

（準備書の記載事項）

第24条 第11条の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

（準備書の送付）

第25条 条例第14条第1項の規定による準備書及び要約書（以下「準備書等」という。）の送付は、環境影響評価準備書送付書（第10号様式）により行うものとする。

2 準備書等の送付部数は、20部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、準備書等の送付部数を変更することができる。

（準備書についての公告の方法等）

第26条 第13条の規定は、条例第15条の規定による公告について準用する。

（準備書の縦覧）

第27条 第14条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第14条中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

（準備書について公告する事項）

第28条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

- (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (7) 条例第17条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
(準備書の公表)

第29条 第16条の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第16条中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第30条 第17条の規定は、条例第16条第1項の規定による説明会について準用する。この場合において、第17条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の通知及び公告)

第31条 第18条第1項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による通知について準用する。

2 第13条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

3 第18条第3項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第18条第3項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第32条 第19条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の規定による事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第19条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催結果の報告)

第33条 第20条の規定は、準備書説明会の開催結果の報告について準用する。この場合において、第20条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の記載事項)

第34条 第21条の規定は、条例第17条第1項の意見書について準用する。この場合において、第21条第1項第3号中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第35条 条例第18条第1項の規定による意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類の送付は、環境影響評価準備書についての意見の概要等送付書（第11号様式）により行うものとする。

(準備書についての知事の意見の提出期間)

第36条 条例第19条第1項の規則で定める期間は、120日とする。

第5章 評価書

第1節 評価書の作成等

(条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第37条 条例第20条第1項第1号の規則で定める軽微な修正は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について条例第6条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 条例第20条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

(1) 前項に規定する修正

(2) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であって、当該修正後の対象事業について条例第6条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(評価書の送付)

第38条 条例第21条の規定による評価書及びこれを要約した書類の送付は、環境影響評価書送付書（第12号

様式)により行うものとする。

2 評価書及びこれを要約した書類の送付部数は、20部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、評価書及びこれを要約した書類の送付部数を変更することができる。

(評価書についての知事の意見の提出期間)

第39条 条例第22条第1項の規則で定める期間は、45日とする。

第2節 評価書の補正等

(条例第23条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第40条 第37条の規定は、条例第23条第1項第1号の規則で定める軽微な修正及び同号の規則で定める修正について準用する。

(補正後の評価書の送付)

第41条 条例第23条第3項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類(以下「評価書等」という。)の送付は、環境影響評価補正評価書送付書(第13号様式)により行うものとする。

2 評価書等の送付部数は、20部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、評価書等の送付部数を変更することができる。

(評価書についての公告の方法等)

第42条 第13条の規定は、条例第24条の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧)

第43条 第14条の規定は、条例第24条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第14条中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第44条 条例第24条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) その他参考となる事項

(評価書の公表)

第45条 第16条の規定は、条例第24条の規定による公表について準用する。この場合において、第16条中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

第6章 対象事業の内容の修正等

(条例第25条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第46条 第37条の規定は、条例第25条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

(対象事業の廃止等の場合の通知)

第47条 条例第26条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 条例第26条第1項第1号に該当する場合 対象事業廃止通知書(第14号様式)
- (2) 条例第26条第1項第2号に該当する場合 対象事業修正通知書(第15号様式)
- (3) 条例第26条第1項第3号に該当する場合 対象事業引継通知書(第16号様式)

(対象事業の廃止等の場合の公告)

第48条 第13条の規定は、条例第26条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第26条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第26条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第26条第1項第3号に該当することとなった場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となつた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (5) その他参考となる事項

第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第49条 条例第27条第2項の規則で定める軽微な変更は、別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第6条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。

2 条例第27条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

(1) 前項に規定する変更

(2) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であって、当該変更後の対象事業について条例第6条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

(評価書公告後の引継ぎの場合の通知及び公告)

第50条 第47条の規定は、条例第28条第1項の規定による通知について準用する。

2 第13条の規定は、条例第28条第1項の規定による公告について準用する。

3 条例第28条第1項の規定による公告の事項は、次に掲げるものとする。

(1) 引継前の事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

(4) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(5) その他参考となる事項

(環境影響評価その他の手続の再実施の場合の通知及び公告)

第51条 第47条の規定は、条例第29条第3項において準用する条例第26条第1項及び条例第28条第1項の規定による通知について準用する。

2 第13条の規定は、条例第29条第2項の規定による公告について準用する。

3 条例第29条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第29条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及び行うこととした手続

4 第13条の規定は、条例第29条第3項において準用する条例第26条第1項及び条例第28条第1項の規定による公告について準用する。

5 第48条第2項の規定は、条例第29条第3項において準用する条例第26条第1項の規定による公告について準用する。この場合において、第48条第2項第3号及び第4号中「条例第26条第1項」とあるのは、「条例第29条第3項において準用する条例第26条第1項」と読み替えるものとする。

6 第50条第3項の規定は、条例第29条第3項において準用する条例第28条第1項の規定による公告について準用する。

第8章 事後調査の実施等

(工事着手の届出)

第52条 条例第34条の規定による工事着手の届出は、工事着手届出書（第17号様式）により行うものとする。

(事後調査報告書の送付)

第53条 条例第37条の規定による事後調査報告書の送付は、事後調査報告書送付書（第18号様式）により行うものとする。

2 事後調査報告書の送付部数は、20部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、事後調査報告書の送付部数を変更することができる。

(事後調査報告書の公告の方法)

第54条 第13条の規定は、条例第38条の規定による公告について準用する。

(事後調査報告書について公告する事項)

第55条 条例第38条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 事後調査の実施期間
- (5) 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
- (6) その他必要となる事項

(事後調査報告書の縦覧)

第56条 第14条の規定は、条例第38条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第14条中「方
法書等」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(工事完了の届出)

第57条 条例第41条の規定による工事完了の届出は、工事完了届出書（第19号様式）により行うものとする。

第9章 環境影響評価その他の手続の特例等

第1節 都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例

(都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合の読み替え)

第58条 条例第41条の2第1項及び第2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検
討その他の手続を行う場合における第4条から第10条まで（第9条第3号及び第10条第2項第4号を除
く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表
の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	条例第4条の3第1項第5号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号
	条例第4条の6第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第4条第2項	条例第4条の3第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
	配慮書事業者	都市計画決定権者
第5条第1項	条例第4条の4	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第6条	条例第4条の4	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
	配慮書事業者	都市計画決定権者
第7条及び第8条	条例第4条の5	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第9条各号列記以外の部 分	条例第4条の8第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項

第9条第1号	条例第4条の8第1項第1号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項第1号
第9条第2号	条例第4条の8第1項第2号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項第2号
第10条第1項及び第2項	条例第4条の8第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項
第10条第2項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第10条第2項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第10条第2項第3号	第10条第2項第3号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項第1号及び第2号

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読み替え)

第59条 条例第42条第1項及び第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第11条から第51条まで（第47条第3号及び第48条第2項第4号を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	条例第5条第1項第10号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第10号
第11条第1号	条例第4条の3第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
	条例第4条の6第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
	事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の2の配慮書対象事業	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2の都市計画配慮書対象事業
第11条第2号	法第3条の10第2項	法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項
	法第3条の7第1項	法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項
	事業者	都市計画決定権者
	法第3条の2第1項	法第38条の6第3項の規定により読み替

		えて適用される法第3条の2第1項
第12条第1項	条例第6条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項
第13条第1項	条例第7条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第13条第2項	事業者	都市計画決定権者
第14条	条例第7条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第14条第1号	事業者	都市計画決定権者
第14条第4号	対象事業	都市計画対象事業
第14条第5号	事業者	都市計画決定権者
第15条	条例第7条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第15条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第15条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第15条第4号	条例第5条第1項第5号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第5号
	対象事業	都市計画対象事業
第15条第7号	条例第8条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第16条	条例第7条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第16条第1号	事業者	都市計画決定権者
第17条	条例第7条の2第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第18条	条例第7条の2第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項

第18条第3項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第18条第3項第2号から第4号まで	対象事業	都市計画対象事業
第19条	条例第7条の2第4項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第20条	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項	条例第8条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第22条	条例第9条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
第23条	条例第10条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
第24条	条例第13条第1項第8号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第8号
第25条第1項	条例第14条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項
第26条から第28条まで	条例第15条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第28条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第28条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第28条第7号	条例第17条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第29条	条例第15条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第30条	条例第16条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
	対象事業	都市計画対象事業

第31条第1項から第3項まで	条例第16条第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第31条第3項	対象事業	都市計画対象事業
第32条	条例第16条第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	事業者	都市計画決定権者
第34条	条例第17条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第35条	条例第18条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
	事業者	都市計画決定権者
第36条	条例第19条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項
第37条第1項及び第2項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条第2項
第38条第1項	条例第21条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第21条
第39条	条例第22条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項
第41条第1項	条例第23条第3項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第23条第3項
第42条から第44条まで	条例第24条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第24条
第44条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第44条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第45条	条例第24条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第24条
第46条（見出しを含む。）	条例第25条ただし書	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第25条ただし書

第47条各号列記以外の部分	条例第26条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項
第47条第1号	条例第26条第1項第1号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第1号
第47条第2号	条例第26条第1項第2号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第2号
第48条第1項及び第2項	条例第26条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項
第48条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第48条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第48条第2項第3号	条例第26条第1項各号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第1号及び第2号
第49条の見出し及び同条第1項	条例第27条第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
第49条第1項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条第2項
第49条第2項	条例第27条第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
第49条第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第49条第2項第3号	条例第6条第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条第2項
第50条第1項から第3項まで	条例第28条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第28条第1項
第51条第3項第3号	条例第29条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第29条第1項
別表第1から別表第3まで	対象事業	都市計画対象事業

**第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続
(対象港湾計画の要件)**

第60条 条例第48条第1項及び第2項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの
- (2) 決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの
- （港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の読み替え）

第61条 第4章から第6章まで（第24条、第39条から第41条まで、第47条第3号及び第48条第2項第4号を除く。）及び第49条の規定は、条例第48条第3項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第25条第1項	条例第14条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項
	環境影響評価準備書送付書	港湾環境影響評価準備書送付書
第26条から第28条まで	条例第15条	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第28条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第28条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第28条第3号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
第28条第7号	条例第17条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第29条	条例第15条	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「準備書等」	「準備書等」と、同条第1号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第30条	条例第16条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
	「関係地域」	「関係地域」と、「事業者」とあるのは

		「港湾管理者」
第31条第1項から第3項まで	条例第16条第2項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
第31条第3項	第18条第3項第4号中「対象事業に係る環境影響	第18条第3項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第4号中「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
第32条	条例第16条第2項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	事業者	港湾管理者
第33条	「方法書説明会」	「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「方法書説明会」
第34条	条例第17条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
第35条	条例第18条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
	事業者	港湾管理者
	環境影響評価準備書についての意見の概要等送付書	港湾環境影響評価準備書についての意見の概要等送付書
第36条	条例第19条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項
第37条の見出し及び同条第1項	条例第20条第1項第1号	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項第1号
第37条第1項	別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事	第60条第1号又は第2号に規定する区域の位置の修正であって、当該修正によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の30パーセント未満であるもの（当該修

	業について条例第6条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響	正後の対象港湾計画について条例第48条第3項において準用する条例第14条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響
第37条第2項	条例第20条第1項第1号	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第20条第1項第1号
第37条第2項第2号	別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元	第60条第1号又は第2号に規定する区域の位置
第37条第2項第3号	対象事業について条例第6条第2項	対象港湾計画について条例第48条第3項において準用する準用する条例第14条第2項
第38条	条例第21条	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第21条
	環境影響評価書送付書	港湾環境影響評価書送付書
第42条から第44条まで	条例第24条	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第24条
第44条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第44条第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第44条第3号	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
第45条	条例第24条	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第24条
	「評価書等」	「評価書等」と、同条第1号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第6章の章名	対象事業	対象港湾計画
第46条（見出しを含む。）	条例第25条ただし書	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第25条ただし書

第47条の見出し	対象事業の廃止	対象港湾計画の決定等の中止
第47条第1項各号列記以外の部分	条例第26条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項
第47条第1号	条例第26条第1項第1号	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第1号
	対象事業廃止通知書	対象港湾計画決定等中止通知書
第47条第2号	条例第26条第1項第2号	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第2号
	対象事業修正通知書	対象港湾計画修正通知書
第48条の見出し	対象事業の廃止	対象港湾計画の決定等の中止
第48条第1項及び第2項	条例第26条第1項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項
第48条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
第48条第2項第2号	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
第48条第2項第3号	条例第26条第1項各号	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第1号及び第2号
第49条の見出し及び同条第1項	条例第27条第2項	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第27条第2項
第49条第1項	別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について条例第6条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響	第60条第1号又は第2号に規定する区域の位置の変更であって、当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の30パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について条例第48条第3項において準用する条例第14条第2項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響

第49条第2項	条例第27条第2項	条例第48条第3項の規定により読み替え て適用される条例第27条第2項
第49条第2項第2号	別表第3の左欄に掲げる対象事業 の区分ごとにそれぞれ同表の中欄 に掲げる事業の諸元	第60条第1号又は第2号に規定する区域 の位置
第49条第2項第3号	対象事業について条例第6条第2項	対象港湾計画について条例第48条第3項 において準用する条例第6条第2項

第10章 法の対象事業等に係る手続

(法対象事業に係る配慮書についての意見)

第62条 法第3条の7第1項の規定により意見を求められた場合において、知事は、当該意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、専門家等の意見を聞くことができる。

(法対象事業に係る事後調査等を実施する場合の読み替え)

第63条 第52条から第57条まで及び第69条の規定は、条例第49条第2項において読み替えて準用する条例第34条、第37条から第41条まで及び第57条第3項の規定による事後調査の実施等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第52条	条例第34条	条例第49条第2項において準用する条例 第34条
第53条	条例第37条	条例第49条第2項において準用する条例 第37条
第54条及び第55条	条例第38条	条例第49条第2項において準用する条例 第38条
第55条第1号	事業者	法対象事業者
第55条第2号及び第3号	対象事業	法対象事業
第56条	条例第38条	条例第49条第2項において準用する条例 第38条
第57条	条例第41条	条例第49条第2項において準用する条例 第41条
第69条第2項第1号	配慮書事業者又は事業者	法対象事業者
第69条第2項第2号	配慮書対象事業の名称及び事業実 施想定区域又は対象事業の名称及 び対象事業	法対象事業の名称及び法対象事業

第11章 沖縄県環境影響評価審査会

(会議)

第64条 沖縄県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(会議の公開)

第65条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第66条 審査会は、審査のため必要があると認める場合は、専門的知識を有する者、事業者その他の関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
(庶務)

第67条 審査会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(委任)

第68条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第12章 雜則

(公表の方法)

第69条 条例第10条第4項、第19条第4項、第22条第3項及び第57条第3項の規定による公表は、沖縄県公報への掲載その他知事が適当であると認める方法により行うものとする。

- 2 条例第57条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 配慮書事業者又は事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 配慮書対象事業の名称及び事業実施想定区域又は対象事業の名称及び対象事業が実施されるべき区域
- (3) 公表の理由及び勧告の内容

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第1章、第11章及び別表第1の規定は、公布の日から施行する。

(沖縄県環境影響評価審査会規則の廃止)

- 2 沖縄県環境影響評価審査会規則（平成12年沖縄県規則第159号）は、廃止する。

(条例附則第3項の規則で定める軽微な変更等)

- 3 第49条第1項の規定は、条例附則第3項の規則で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第49条第1項中「対象事業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

(条例附則第4項の規則で定める条件)

- 4 条例附則第4項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

附 則（平成15年3月31日規則第30号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年10月31日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月4日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月15日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第21号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第96号）

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業の種類	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
1 条例別表の1の項に該当する対象事業	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに掲げる道路（以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。）の数が2以上あり、かつ、長さが10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）	一般国道等の新設の事業（車線の数が2以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。）
	(2) 一般国道等の新設の事業（車線の数が4以上あり、かつ、長さが7.5キロメートル以上10キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）	一般国道等の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが3.75キロメートル以上5キロメートル未満である道路を設けるものに限る。）
	(3) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（車線の数が2以上増加するものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が2以上であるものに限る。）の長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。）	一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（車線の数が2以上増加するものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が2以上であるものに限る。）の長さの合計が5キロメートル以上であるものに限る。）
	(4) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（車線の数が4以上増加するものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が7.5キロメートル以上10キロメートル未満であるものに限る。）	一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの（車線の数の増加に係る部分（車線の数が4以上増加するものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が4以上であるものに限る。）の長さの合計が3.75キロメートル以上5キロメートル未満であるものに限る。）
	(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第4条第2項第4号に規定する林道（以下「林道」という。）の新設の事業（車道幅員が4メートル以上であり、かつ、長さが2キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）	林道の新設の事業（車道幅員4メートル以上であり、かつ、長さが2キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）

	以上である林道を設けるものに限る。)	
(6) 林道の改築の事業であって、改築後の車道幅員が4メートル以上増加し、かつ、長さが2キロメートル以上あるもの	林道の改築の事業であって、改築後の車道幅員が4メートル以上増加し、かつ、長さが2キロメートル以上あるもの	
(7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号の農業用道路（以下「農道」という。）の新設の事業（車線に相当するもの（以下「車線相当部」という。）の数が2以上あり、かつ、長さが10キロメートル以上ある農道を設けるものに限る。）	農道の新設の事業（車線相当部の数が2以上あり、かつ、長さが5キロメートル以上ある農道を設けるものに限る。）	
(8) 農道の改築の事業であって、車線相当部の数の増加に係る部分（車線相当部の数が2以上増加するものに限る。）の長さが10キロメートル以上あるもの	農道の改築の事業であって、車線相当部の数の増加に係る部分（車線相当部の数が2以上増加するものに限る。）の長さが5キロメートル以上あるもの	
(9) 森林法第5条第2項第1号に規定する森林の区域を通過し、若しくは島しょ間を橋梁等で通過する一般国道等又は農道（以下「特別な場合の一般国道等」という。）の新設の事業（車線の数又は車線相当部の数が2以上あり、かつ、長さが2キロメートル以上ある特別な場合の一般国道等を設けるものに限る。）	特別な場合の一般国道等の新設の事業（車線の数又は車線相当部の数が2以上あり、かつ、長さが2キロメートル以上ある特別な場合の一般国道等を設けるものに限る。）	
2 条例別表の2の項に該当する対象事業	<p>(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号に規定する新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（同項第2号に規定する新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが5キロメートル以上ある鉄道を設けるものに限る。）</p> <p>(2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係る路の増設（一の停車場に係るものを除</p>	普通鉄道の建設（同項第2号に規定する新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが2.5キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）

	ものを除く。) 又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。) の事業（改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるものに限る。）	く。) 又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。) の事業（改良に係る部分の長さが2.5キロメートル以上であるものに限る。）
	(3) 鉄道事業法による鉄道（懸垂式鉄道及び跨座式鉄道であって、軌道桁が1本であるものに限る。以下「モノレール」という。）の建設の事業（長さが5キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）	モノレールの建設の事業（長さが2.5キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）
	(4) モノレールに係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるものに限る。）	モノレールに係る鉄道施設の改良の事業（長さ2.5キロメートル以上であるものに限る。）
	(5) 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道又はモノレールの構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが5キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。）	新設軌道の建設の事業（長さが2.5キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。）
	(6) 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るもの）を除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが5キロメートル以上であるものに限る。）	新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが2.5キロメートル以上であるものに限る。）
3 条例別表の3の項に該当する対象事業	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が20ヘクタール以上であるダムの新築の事業	貯水面積が10ヘクタール以上であるダムの新築の事業
	(2) 計画湛水位（堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるもの）における湛水区域（以	たんせき湛水面積が7.5ヘクタール以上である堰の新築の事業

	下「湛水区域」(たん せき くいき)といふ。)の面積(以下「湛水面積」(たん せき まくしょく)といふ。)が15ヘクタール以上である堰の新築の事業	
	(3) 堰の改築の事業(改築後の新たな湛水面積(たん せき まくしょく)が15ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積(たん せき まくしょく)が10ヘクタール以上増加することとなるものに限る。)	堰の改築の事業(改築後の新たな湛水面積(たん せき まくしょく)が7.5ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積(たん せき まくしょく)が5ヘクタール以上増加することとなるものに限る。)
	(4) 放水路の新設の事業(土地の形状を変更する面積が15ヘクタール以上であるものに限る。)	放水路の新設の事業(土地の形状を変更する面積が7.5ヘクタール以上であるものに限る。)
	(5) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備であつて、土砂の流出を防止し、及び調整するために設けるダム(以下「砂防ダム」という。)の新設の事業(堆砂敷面積(たいさふめんじょく)が5ヘクタール以上であるものに限る。)	砂防ダムの新設の事業(堆砂敷面積(たいさふめんじょく)が2.5ヘクタール以上であるものに限る。)
4 条例別表の4の項に該当する対象事業	(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条に規定する事業用電気工作物(以下「事業用電気工作物」という。)である水力発電所の設置の工事の事業(出力が15,000キロワット以上であるものに限る。)	事業用電気工作物である水力発電所の設置の工事の事業(出力が7,500キロワット以上であるものに限る。)
	(2) 事業用電気工作物である水力発電所の変更の工事の事業(出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)	事業用電気工作物である水力発電所の変更の工事の事業(出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)
	(3) 事業用電気工作物である火力発電所の設置の工事の事業(出力が50,000キロワット以上であるものに限る。)	事業用電気工作物である火力発電所の設置の工事の事業(出力が25,000キロワット以上であるものに限る。)
	(4) 事業用電気工作物である火力発電所の変更の工事の事業(出力が50,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)	事業用電気工作物である火力発電所の変更の工事の事業(出力が25,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)
	(5) 事業用電気工作物である風力発電所の設置の工事の事業(出力が1,500キロワット以上であるものに限る。)	事業用電気工作物である風力発電所の設置の工事の事業(出力が750キロワット以上であるものに限る。)
	(6) 事業用電気工作物である風力発電	事業用電気工作物である風力発電所の

	所の変更の工事の事業（出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）	変更の工事の事業（出力が750キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）
5 条例別表の5の項に該当する対象事業	(1) 空港法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港その他の飛行場（以下「飛行場」という。）及びその施設の設置の事業 (2) 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業 (3) 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが1,500メートル以上であり、かつ、滑走路を300メートル以上延長するものに限る。） (4) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項に規定する陸上ヘリポート（屋外ヘリポートを除く。）及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊が設置する陸上ヘリポート以下「ヘリポート」という。）の新設の事業（滑走路の長さが30メートル以上であるものに限る。） (5) 滑走路の新設を伴うヘリポートの変更の事業（滑走路の長さが30メートル以上であるものに限る。）	飛行場及びその施設の設置の事業 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが750メートル以上であり、かつ、滑走路を150メートル以上延長するものに限る。） ヘリポートの新設の事業（滑走路の長さが15メートル以上であるものに限る。） 滑走路の新設を伴うヘリポートの変更の事業（滑走路の長さが15メートル以上であるものに限る。）
6 条例別表の6の項に該当する対象事業	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立て又は干拓に係る区域（以下「埋立干拓区域」という。）の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。）	公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業（埋立干拓区域の面積が7.5ヘクタール以上であるものに限る。）
7 条例別表の7の項に該当する対象事業	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理の事業（以下「土地区画整理事業」という。）で、施行区域の面積が30ヘクタール以上であるもの	土地区画整理事業で、施行区域の面積が15ヘクタール以上であるもの
8 条例別表の8の項に該当する対象事業	(1) 土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変更に限る。以下「農用地の造成」という。）の事業（造成に係る最大の団地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 地域森林整理事業（昭和30年法律第144号）第2条第1項に規定する地域森林整理事業（以下「地域森林整理事業」という。） (3) 地域森林整理事業（昭和30年法律第144号）第2条第1項に規定する地域森林整理事業（以下「地域森林整理事業」という。）	農用地の造成の事業（造成に係る最大の団地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） 地域森林整理事業（昭和30年法律第144号）第2条第1項に規定する地域森林整理事業（以下「地域森林整理事業」という。） 地域森林整理事業（昭和30年法律第144号）第2条第1項に規定する地域森林整理事業（以下「地域森林整理事業」という。）

	限る。)	
	(2) 土地改良法第2条第2項第2号の区画整理（以下「農用地の改良」という。）の事業（改良に係る最大の団地の面積が80ヘクタール以上であるものに限る。）	農用地の改良の事業（改良に係る最大の団地の面積が40ヘクタール以上であるものに限る。）
9 条例別表の9の項に該当する対象事業	工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成（以下「工業団地の造成」という。）の事業（施行区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。）	工業団地の造成の事業（施行区域の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。）
10 条例別表の10の項に該当する対象事業	住宅の建設の用及びその敷地を包含する一団の土地の上に設置される学校、幼稚園、店舗その他居住者の利便に供する施設又は道路、公園その他の公共の施設の設置の用に供するために行われる一団の土地（以下「住宅団地」という。）の造成の事業（施行区域の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。）	住宅団地の造成の事業（施行区域の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。）
11 条例別表の11の項に該当する対象事業	(1) ゴルフ場の新設の事業（施行区域の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。） (2) ゴルフ場の変更の事業（新たに施行される区域の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	ゴルフ場の新設の事業（施行区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） ゴルフ場の変更の事業（新たに施行される区域の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）
12 条例別表の12の項に該当する対象事業	(1) 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、宿泊施設その他これらに類する施設（以下「スポーツ又はレクリエーション施設」という。）の用地の造成の事業（土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。） (2) スポーツ又はレクリエーション施設の変更の事業（新たに土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。） (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（主として公告又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用	スポーツ又はレクリエーション施設の用地の造成の事業（土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） スポーツ又はレクリエーション施設の変更の事業（新たに土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。） 都市公園の新設の事業（土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）

	に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地帯等の保護を目的とする都市公園並びに都市の自然的環境の保全、改善及び都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を除く。以下「都市公園」という。) の新設の事業（土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	
(4) 都市公園の変更の事業（新たに土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	都市公園の変更の事業（新たに土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	
(5) 森林法第2条で定める森林等の公園施設（以下「その他の公園」という。) の新設の事業（休養施設、教育文化施設又は宿泊施設（これらの施設の利用上必要となる施設を含む。以下「休養施設等」という。）の建設の用に供するための土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	その他の公園の新設の事業（新設される休養施設等の建設の用に供するための土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	
(6) その他の公園の増設の事業（増設される休養施設等の建設の用に供するための土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	その他の公園の増設の事業（増設される休養施設等の建設の用に供するための土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	
(7) 自然公園法第2条第6号又は沖縄県自然公園条例第2条第3号の公園事業として行われる施設（植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設及び養魚施設を除く。以下「自然公園施設」という。) の設置の事業（土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	自然公園施設の設置の事業（土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	
(8) 自然公園施設の変更の事業（新たに土地の形状の変更に係る面積が20ヘクタール以上であるものに限る。）	自然公園施設の変更の事業（新たに土地の形状の変更に係る面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	
13 条例別表の13の項に該当する対象事業	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で焼却により処理する	廃棄物焼却施設の設置の事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令第5条第1項又は第7条第3号、第5号、第8号若しくは第13号の2に規定する焼却施設にあっては、1日当たりの処

	もの（以下「廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令（昭和46年政令第300号）第5条第1項又は第7条第3号、第5号、第8号若しくは第13号の2に規定する焼却施設にあっては、1日当たりの処理能力が50トン以上であるものに限る。）	理能力が25トン以上であるものに限る。）
	(2) 廃棄物焼却施設の変更（1日当たりの処理能力が増加することとなる施設の変更に限る。）の事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項又は第7条第3号、第5号、第8号若しくは第13号の2に規定する焼却施設にあっては、1日当たりの処理能力が50トン以上増加するものに限る。）	廃棄物焼却施設の変更（1日当たりの処理能力が増加することとなる施設の変更に限る。）の事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項又は第7条第3号、第5号、第8号若しくは第13号の2に規定する焼却施設にあっては、1日当たりの処理能力が25トン以上増加するものに限る。）
	(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置の事業（1日当たりの処理能力が50キロリットル以上であるものに限る。）	し尿処理施設の設置の事業（1日当たりの処理能力が25キロリットル以上であるものに限る。）
	(4) し尿処理施設の変更の事業（1日当たりの処理能力が50トン以上増加するものに限る。）	し尿処理施設の変更の事業（1日当たりの処理能力が25トン以上増加するものに限る。）
	(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下これらを「最終処分場」という。）の設置の事業（埋立処分の用に供される場所（以下「埋立処分場所」という。）の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	最終処分場の設置の事業（埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
	(6) 最終処分場の変更の事業（変更後の埋立処分場所の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	最終処分場の変更の事業（変更後の埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
14 条例別表の14の項に該当する対象事業	(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場（以下「終末処理場」という。）の設置の事業（計画下水量（日最大）が1日当たり40,000立方メートル以上であるものに限る。）	終末処理場の設置の事業（計画下水量（日最大）が1日当たり20,000立方メートル以上であるものに限る。）

	(2) 終末処理場の変更の事業（計画下水量（日最大）が1日当たり40,000立方メートル以上増加するものに限る。）	終末処理場の変更の事業（計画下水量（日最大）が1日当たり20,000立方メートル以上増加するものに限る。）
15 条例別表の15の項に該当する対象事業	(1) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設の事業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設から排出されるガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量の最大量をいう。以下「排出ガス量」という。）が100,000立方メートル以上であるもの又は水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設から排出される水の最大量（以下「排出水量」という。）が1日当たり5,000立方メートル以上であるものに限る。）	工場等の新設の事業（排出ガス量が50,000立方メートル以上であるもの又は排出水量が1日当たり2,500立方メートル以上であるものに限る。）
	(2) 工場等の増設の事業（排出ガス量が100,000立方メートル以上増加するもの又は排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するものに限る。）	工場等の増設の事業（排出ガス量が50,000立方メートル以上増加するもの又は排出水量が1日当たり2,500立方メートル以上増加するものに限る。）
16 条例別表の16の項に該当する対象事業	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の1の2イに掲げる豚房施設又は同表第1の1の2ロに掲げる牛房施設（以下「畜産農業施設」という。）の設置の事業（施設の面積の合計が5,000平方メートル以上であるものに限る。）	畜産農業施設の設置の事業（施設の面積の合計が2,500平方メートル以上であるものに限る。）
17 条例別表の17の項に該当する対象事業	土、採石法（昭和25年法律第291号）第2条に規定する岩石又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利（以下これらを「土石」という。）の採取（陸域部分で行われるものに限る。）の事業（当該採取の区域（以下「採取区域」という。）の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	土石の採取（陸域部分で行われるものに限る。）の事業（採取区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）
18 条例別表の18の項に該当する対象事業	鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物（以下「鉱物」とい	鉱物の掘採の事業（掘採区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。）

	う。) の掘採（露天掘りに限る。）の事業（当該掘採の区域（以下「掘採区域」という。）の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。）	
19 条例別表の19の項に該当する対象事業	(1) 防波堤（既設の防波堤の内側における防波堤の新設及び条例別表の6の項に規定する事業に伴って実施される防波堤の新設を除く。以下同じ。）の建設の事業（堤の長さ（本体工の部分に限る。）が1,000メートル以上であるものに限る。）	防波堤の建設の事業（堤の長さ（本体工の部分に限る。）が500メートル以上であるものに限る。）
	(2) 防波堤の改良の事業であって、変更に係る部分の堤の長さ（本体工の部分に限る。）が1,000メートル以上であるもの	防波堤の改良の事業であって、変更に係る部分の堤の長さ（本体工の部分に限る。）が500メートル以上であるもの
20 条例別表の20の項に該当する対象事業	公有水面で建設される養殖場（いけす養殖及び条例別表の6の項に規定する事業に該当するものを除く。以下「養殖場」という。）の建設の事業（養殖場の区域の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。）	養殖場の建設の事業（養殖場の区域の面積が7.5ヘクタール以上であるものに限る。）

別表第2（第37条、第40条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項の(1)から(4)まで及び(7)から(9)までに該当する対象事業	一般国道等、農道又は特別な場合の一般国道等の長さ	一般国道等、農道又は特別な場合の一般国道等の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域に新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線又は車線相当部の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域に新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域（別表第1の2の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路（一の停車場に係るもの）を除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
4 別表第1の2の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。

	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
5 別表第1の3の項の(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
6 別表第1の3の項の(2)又は(3)に該当する対象事業	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	
7 別表第1の3の項の(4)に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
8 別表第1の3の項の(5)に該当する対象事業	堆砂敷の区域の位置	新たに堆砂敷の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
9 別表第1の4の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水区域の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
10 別表第1の4の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	

	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
11 別表第1の4の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
12 別表第1の5の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びヘリポートの区域の位置	新たに飛行場及びヘリポートの区域となる部分の面積が10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
13 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
14 別表第1の7の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
15 別表第1の8の項の(1)に該当する対象事業	農用地の造成に係る最大の団地の面積	新たに最大の団地に追加となる部分の面積が修正前の最大の団地の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
16 別表第1の8の項の(2)に該当する対象事業	農用地の改良に係る最大の団地の面積	新たに最大の団地に追加となる部分の面積が修正前の最大の団地の面積の20パーセント未満であり、かつ、50ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、25ヘクタール未満）であること。
17 別表第1の9の項から12の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
18 別表第1の13の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
19 別表第1の13の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の20パーセント以上増加しないこと。

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
20 別表第1の14の項に該当する対象事業	計画下水量（日最大）	新たに計画下水量（日最大）が20パーセント以上増加しないこと。
21 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	新たに排出ガス量又は排出水量が20パーセント以上増加しないこと。
22 別表第1の16の項に該当する対象事業	畜産農業施設の面積	新たに畜産農業施設となる部分の面積が修正前の畜産農業施設の面積の20パーセント未満であること。
23 別表第1の17の項又は18の項に該当する対象事業	採取区域又は採掘区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、3ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、1ヘクタール未満）であること。
24 別表第1の19の項に該当する対象事業	防波堤の長さ	新たに堤の長さが20パーセント以上増加しないこと。
25 別表第1の20の項に該当する対象事業	養殖場の区域の位置	新たに養殖場の区域となる部分の面積が修正前の養殖場の区域の面積の20パーセント以上増加しないこと。

別表第3（第49条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1 別表第1の1の項の(1)から(4)まで及び(7)から(9)までに該当する対象事業	一般国道等、農道又は特別な場合の一般国道等の長さ	一般国道等、農道又は特別な場合の一般国道等の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域に新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線又は車線相当部の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間ににおいて変更しないこと。
2 別表第1の1の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	インターチェンジ又はジャンクションの区域の位置	変更前のインターチェンジ又はジャンクションの区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ又はジャンクションの区域にならないこと。
	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
3 別表第1の2の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
	鉄道の長さ	鉄道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が20

		パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が5ヘクタール以上増加（特別配慮地域における対象事業にあっては、3ヘクタール以上増加）しないこと。
4 別表第1の2の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が20パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が5ヘクタール以上増加（特別配慮地域における対象事業にあっては、3ヘクタール以上増加）しないこと。
5 別表第1の3の項の(1)に該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の20パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
6 別表第1の3の項の(2)又は(3)に該当する対象事業	たん湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の20パーセント未満であること。
	ぜき固定堰又は可動堰の別	

	堰の位置	堰の両端のいずれかが500メートル以上移動しないこと。
7 別表第1の3の項の(4)に該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
8 別表第1の3の項の(5)に該当する対象事業	堆砂敷の区域の位置	新たに堆砂敷の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
9 別表第1の4の項の(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	堰の湛水面積の位置	新たに堰の湛水面積となる部分の面積が変更前の湛水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
10 別表第1の4の項の(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	

	年間燃料使用量	年間燃料使用量が20パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が20パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが20パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
11 別表第1の4の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の設置位置	発電設備の設置位置が100メートル以上移動しないこと。
	土地の改変面積	工事に伴う土地の改変面積が1ヘクタール以上増加しないこと。
12 別表第1の5の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びヘリポートの区域の位置	新たに飛行場及びヘリポートの区域となる部分の面積が10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
13 別表第1の6の項に該当する対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の20パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
14 別表第1の7の項に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール以上（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール以上）増加しないこと。

15 別表第1の8の項の(1)に該当する対象事業	農用地の造成に係る最大の団地の面積	新たに最大の団地に追加となる部分の面積が変更前の最大の団地の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
16 別表第1の8の項の(2)に該当する対象事業	農用地の改良に係る最大の団地の面積	新たに最大の団地に追加となる部分の面積が変更前の最大の団地の面積の20パーセント未満であり、かつ、50ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、25ヘクタール未満）であること。
17 別表第1の9の項から12の項までに該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、7ヘクタール未満）であること。
18 別表第1の13の項の(1)から(4)までに該当する対象事業	1日当たりの処理能力	1日当たりの処理能力が20パーセント以上増加しないこと。
19 別表第1の13の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の20パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
20 別表第1の14の項に該当する対象事業	計画下水量（日最大）	新たに計画下水量（日最大）が20パーセント以上増加しないこと。
21 別表第1の15の項に該当する対象事業	排出ガス量又は排出水量	新たに排出ガス量又は排出水量が20パーセント以上増加しないこと。
22 別表第1の16の項に該当する対象事業	畜産農業施設の面積	新たに畜産農業施設となる部分の面積が変更前の畜産農業施設の面積の20パーセント未満であること。
23 別表第1の17の項又は18の項に該当する対象事業	採取区域又は採堀区域の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、3ヘクタール未満（特別配慮地域における対象事業にあっては、1ヘクタール未満）であること。
24 別表第1の19の項	防波堤の長さ	新たに堤の長さが20パーセント以上増加しないこ

に該当する対象事業		と。
25 別表第1の20の項 に該当する対象事業	養殖場の区域の位置	新たに養殖場の区域となる部分の面積が変更前の養 殖場の区域の面積の20パーセント以上増加しないこ と。

第1号様式（第5条関係）

計画段階環境配慮書送付書

年　　月　　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名^印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
〔第4条の4
第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の4〕の
規定により、別添のとおり計画段階環境配慮書を送付します。

配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の名称	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の規模	
事業実施想定区域	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域	
その他参考事項	

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。
3 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の欄には、市町村名を記入すること。

第2号様式（第9条関係）

配慮書対象事業廃止通知書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名^印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
第4条の8第1項
第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の8第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の名称	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類	
廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。

第3号様式（第9条関係）

配慮書対象事業修正通知書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
第4条の8第1項
第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の8第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の名称	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類	
修正年月日	年　月　日
修正の理由	
修正の内容	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。

第4号様式（第9条関係）

配慮書対象事業引継通知書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^印
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例第4条の8第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業の名称			
配慮書対象事業の種類			
引継年月日	年	月	日
引継ぎの理由			
事業を引 き継いだ 者	住所		
	氏名		
その他参考事項			

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 配慮書対象事業の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。

第5号様式（第12条関係）

環境影響評価方法書送付書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^印
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
〔第6条第1項
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第6条第1項〕の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

対象事業（都市計画対象事業）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
対象事業（都市計画対象事業）の規模	
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域	
対象事業（都市計画対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。
- 3 対象事業（都市計画対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の欄には、市町村名を記入すること。

第6号様式（第13条、第26条、第31条、第42条、第48条、第50条、第51条、第54条関係）

公告実施報告書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
〔第一条
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第 条
第48条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第 条
第49条第2項において準用する同条例第38条〕の規定によ
り、公告をしたので、次のとおり報告します。

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画、法対象事業）の名称	
対象事業（都市計画対象事業、法対象事業）の種類	
公告年月日	年　月　日
公告の方法	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（都市計画対象事業、法対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること（法対象事業にあっては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項第1号に掲げる対象事業の種類を記入すること。）。

第7号様式（第18条、第31条関係）

説明会開催通知書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価方法書
環境影響評価準備書
港湾環境影響評価準備書 の説明会を開催することとしたので、沖縄県環境影響評価条例 第7条の2 第42条第3 第16条第2 第42条第3 第48条第3

第2項 項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2 第2項
項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第2項
項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第2項 の規定により、次のとおり通知します。

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画）の名称					
対象事業（都市計画対象事業）の種類					
開催日時	年	月	日 ()	時	分から 時 分まで
開催場所					
公告の方法					
その他参考事項					

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第8号様式（第20条、第33条関係）

説明会開催結果報告書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名^印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価方法書
環境影響評価準備書
港湾環境影響評価準備書 の説明会を開催したので、沖縄県環境影響評価条例施行規則 第20条
により読み替えて適用される第20条 第59条の規定
により読み替えて適用される第33条 第33条
により読み替えて適用される第33条 第59条の規定
第61条の規定

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画）の名称					
対象事業（都市計画対象事業）の種類					
開催日時	年	月	日（　）	時	分から 時 分まで
開催場所					
参加人数					
その他参考事項					

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第9号様式（第22条関係）

環境影響評価方法書についての意見の概要送付書

年　　月　　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^印
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
〔第9条第1項
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項〕の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書についての意見の概要を送付します。

対象事業（都市計画対象事業）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
意見書の数	
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第10号様式（第25条関係）

〈環境影響評価準備書
港湾環境影響評価準備書〉 送付書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^(印)
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
定により、別添のとおり
〔第14条第1項
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第14条第1項
第48条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第14条第1項〕の規
定により、別添のとおり
〔環境影響評価準備書
港湾環境影響評価準備書〕を送付します。

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
対象事業（都市計画対象事業）の規模 (対象港湾計画に定められる埋立て等区域の面積)	
対象事業（都市計画対象事業）が実施 されるべき区域（対象港湾計画に定め られる港湾開発等が実施されるべき区 域）	
関係地域	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。
- 3 関係地域の欄には、市町村名を記入すること。

第11号様式（第35条関係）

〈環境影響評価準備書
港湾環境影響評価準備書〉についての意見の概要等送付書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^(印)
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例定により、別添のとおり
〔第18条第1項
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第18条第1項
第48条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第18条第1項
環境影響評価準備書
港湾環境影響評価準備書〕についての意見の概要等を送付します。

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
意見書の数	
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域（対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域）	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第12号様式（第38条関係）

〈環境影響評価書
港湾環境影響評価書〉送付書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^(印)
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
第21条
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第21条
第48条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第21条
の規定によ
り、別添のとおり
〔環境影響評価書
港湾環境影響評価書〕を送付します。

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
対象事業（都市計画対象事業）の規模 (対象港湾計画に定められる埋立て等区域の面積)	
対象事業（都市計画対象事業）が実施 されるべき区域（対象港湾計画に定め られる港湾開発等が実施されるべき区 域）	
関係地域	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。
- 3 関係地域の欄には、市町村名を記入すること。

第13号様式（第41条関係）

環境影響評価補正評価書送付書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^印
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
〔第23条第3項
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第23条第3項〕の規定により、別添のとおり環境影響評価書の補正後の環境影響評価書を送付します。

対象事業（都市計画対象事業）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
対象事業（都市計画対象事業）の規模	
対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域	
補正することとした理由	
関係地域	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 対象事業（都市計画対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。
- 3 関係地域の欄には、市町村名を記入すること。

第14号様式（第47条関係）

対象事業廃止
対象港湾計画決定等中止

通知書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

(印)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
第26条第1項
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第26条第1項
第48条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第26条第1項

定により、次のとおり通知します。

対象事業（対象港湾計画）の名称	
対象事業の種類	
廃止年月日（中止年月日）	年　　月　　日
廃止の理由（中止の理由）	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第15号様式（第47条関係）

対象事業修正
対象港湾計画修正} 通知書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名^(印)
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
第26条第1項
第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第26条第1項
第48条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第26条第1項}の規
定により、次のとおり通知します。

対象事業（対象港湾計画）の名称	
対象事業の種類	
修正年月日	年　月　日
修正の理由	
修正の内容	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第16号様式（第47条関係）

対象事業引継通知書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^印
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例第26条第1項の規定により、次のとおり通知します。

対象事業の名称			
対象事業の種類			
引継年月日	年	月	日
引継ぎの理由			
事業を引 き継いだ 者	住所		
	氏名		
その他参考事項			

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第17号様式（第52条関係）

工事着手届出書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例〔第34条
第49条第2項において準用する同条例第34条〕の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業（法対象事業）の名称	
対象事業（法対象事業）の種類	
対象事業（法対象事業）の規模	
対象事業（法対象事業）が実施されるべき区域	
着手予定年月日	年　月　日
完了予定年月日	年　月　日
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（法対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。（法対象事業にあっては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項第1号に掲げる対象事業の種類を記入すること。）

第18号様式（第53条関係）

事後調査報告書送付書

年　　月　　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名^印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
〔第37条第1項
第49条第2項において準用する同条例第37条第1項〕の規定により、別添の
とおり事後調査報告書を送付します。

対象事業（法対象事業）の名称	
対象事業（法対象事業）の種類	
対象事業（法対象事業）の規模	
対象事業（法対象事業）が実施されるべき区域	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（法対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。（法対象事業にあっては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項第1号に掲げる対象事業の種類を記入すること。）

第19号様式（第57条関係）

工事完了届出書

年　月　日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の^印
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例
〔第41条
第49条第2項において準用する同条例第41条〕の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業（法対象事業）の名称			
対象事業（法対象事業）の種類			
対象事業（法対象事業）の規模			
対象事業（法対象事業）が実施されるべき区域			
完了年月日	年	月	日
供用開始予定年月日	年	月	日
供用後の 管理者	住所		
	氏名		
その他参考事項			

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（法対象事業）の種類の欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。（法対象事業にあっては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項第1号に掲げる対象事業の種類を記入すること。）